

法科大学院におけるメディア授業の展開における アンケート調査報告書

石井徹哉，市村賢士郎，渋谷進

令和5年3月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

法科大学院におけるメディア授業の展開におけるアンケート調査報告書

石井徹哉
市村賢士郎
渋井進

I. アンケート調査の趣旨

COVID-19感染症の蔓延防止の観点から、令和2年度は、年度開始冒頭から大学施設の閉鎖等がなされ、授業開始が遅れただけでなく、対面授業に代えて幅広くメディア授業が実施された。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「当機構」）研究開発部では、将来幅広い分野においてメディア授業が実施されると予想されることから、将来的な質保証のあり方を調査研究することとし、まずは、人材要請の目的が明確であり、開設する科目の種別、内容が明確に設定されており、さらに、専門職大学院設置基準8条1項において「専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮」することが義務づけられている法科大学院について、令和2年度における授業方法の実施及びこれによる学習成果の状況並びに令和3年度における授業方法の方針を調査、分析することによって、メディア授業による教育の質保証のあり方を検討することとした。

そこで、令和3年5月下旬に全法科大学院にアンケート調査を依頼し、夏までにほぼ回答を得ることができた。アンケート調査を送付した法科大学院35校のうち、32校から回答を得ることができた。

なお、当初のアンケート調査票の原案は、別添資料のものであったが、各法科大学院において開講される科目名称、授業内容が多様であることから、科目名称等と授業内容のタイプの対応を判別し、集計の際に分析が容易になるようにエクセルシートにより調査を依頼した¹。また、自由記載の回答において、「非公表」とされたものについては、ここには記載していないうえ、分析の対象としていないが、複数の大学で同様の記載があり、ある大学のみ「非公表」とされたものについては、公表可能としている大学の記載をもとに分析を行っており、その限りでここに記載されていることもある。

II. 授業の実施形態について

授業の実施形態については、前期授業期間（4月～9月）で下記の通りであった。

	対面授業	メディア授業	対面授業とメディア授業の併存	その他
回答数	0	22	6	4
比率	0%	68.75%	18.75%	12.50%

その他の授業の実施形態としては、6月中旬までは同時双方向型のメディア授業とし、その後対面と同時双方向のメディア授業の同時実施といういわゆるハイブリッド型とするものがであり、法科大学院における双方向・多方向授業の実施を貫徹させる努力がみられた。そのほか、実務科目を対面とするもの、一部科目

¹ その変更の際、一部不手際があり、ご協力いただいた法科大学院においてご迷惑をおかけしたことをお詫びする

の一部日程を対面とするものなどがあり、いずれも対面における双方向・多方向の授業の必要性によるものと推察される。

後期授業期間（10月～3月）までは以下の通りであった。

	対面授業	メディア授業	対面授業とメディア授業の併存	その他
回答数	2	6	22	2
比率	6.25%	18.75%	68.75%	6.25%

後期になると、対面授業または対面授業とメディア授業を併存させる法科大学院が増えていることがわかる。なお、その他と回答した2校は、健康上の理由のある教員についてハイブリッド型の授業をメディア授業とするもの、科目特性に応じて一部科目を対面のみまたはメディア授業のみとするものであり、実質的にはハイブリッド型に位置づけることができる。

対面授業が増えた要因は、感染状況が一段落したこと、文部科学省より対面授業の実施を推奨する通知がでたこともあるが、やはり法科大学院における授業を双方向・多方向にて実施することが望ましいとする判断があったものとみられる。前期授業について、「法科大学院内においてFDまたは教授会等で実施状況を確認し、後期開講に向けて検討しましたか」という設問に対して、18校（56.25%）が検討したと回答している。自由記載における回答をみると、教授会等で教員における意見交換、学生アンケート及び前期試験の実施状況の検討、臨時のFDの実施が検討内容としてみられ、これらを実施した法科大学院では、軒並み対面授業またはリアルタイム配信授業の全面的な実施または原則的な実施へと展開していることがみられる。対面授業とするか、リアルタイム配信（ハイブリッド型を含む）とするかは、それぞれの法科大学院が設置されている地域の感染状況に応じたものであることはいうまでもない。また、法学未修者の授業科目、実務科目など科目特性に応じて対面授業の実施を認めるものとしている大学が増えていることも特徴的である。他方で、前期授業実施後に検討を行わなかった大学では、ほぼ前期同様の授業実施形態を継続していることが認められる。

なお、後述の学習成果の状況に関する質問への回答に関係するが、メディア授業を実施した大学で対面に比べてメディア授業の学習成果が十分ではないと判断した大学では、前期授業実施後の検討を行い、後期になんらかの方針変更を行っている。

認証評価機関の観点からすると、緊急状況であるとはいえ、教育の質保証ないし教学マネジメントが継続的に実施されていることが望ましく、突然の授業実施方法の変更が教育の質に及ぼす影響がどうであったかを検証することが望ましいと思料される。

もっとも授業の実施形態については、法科大学院独自に判断可能であるかどうかは大学全体の運営方針とも関係している。そこで、前期及び後期の授業について、その実施が大学全体の方針と一致したか、それとも法科大学院独自に判断したかについて、回答状況は以下の通りであった。

【前期】

	全学方針に従った	法科大学院にて判断した	授業担当者に任せた
回答数	22	10	0
比率	68.75%	31.25%	0%

【後期】

	全学方針に従った	法科大学院にて判断した	授業担当者に任せた
回答数	18	14	0
比率	56.25%	43.75%	0%

具体的な理由の回答を求めなかったが、全学方針に従った割合が後期には減少しているのが特徴的である。上記のように、教育の質確保のために独自の判断の必要性が認められたほか、感染状況下での授業の実施が前期では急に決定されたものであり、法科大学院独自に判断する余裕がなかったが、前期授業の実施により後期にはある程度余裕を持った判断が可能であったことが要因ではないかと推測される。

令和3年度における授業の実施形態については、3月末の段階においては下記の通りである。

【授業実施方針】

	対面授業	メディア授業	対面授業とメディア授業の併存	その他
回答数	7	0	20	5
比率	21.88%	0	62.49%	15.63

【実施方針の決定主体】

	全学方針に従った	法科大学院にて判断した	授業担当者に任せた
回答数	18	13	1
比率	56.25%	40.63%	3.13%

令和3年度も新学期冒頭に緊急事態宣言が発出されたことから、改めて授業の実施方法について検討したかどうかを質問したところ、授業の実施方法を検討した法科大学院は、27校（84.37%）に及び、検討しなかった法科大学院は、5校（15.63%）にとどまった。なお、検討しなかったところはすべて、対面授業の科目とメディア授業の科目が併存している法科大学院であった。また、検討した法科大学院にあっても、緊急事態宣言が発出されていなかった地域の法科大学院は、変更することなく実施しているほか、発出された地域または発出予定の地域であっても、少人数教育であること、法科大学院関係者に感染者または濃厚接触者がいないことなど感染リスクが低いことを確認したうえで、従来の授業方法、特に対面授業または対面授業とメディア授業の併存という授業方法を継続している法科大学院も8校認められた。また、対面授業とメディア授業のハイブリッドタイプの授業を実施しているところも、全学の方針に変更がない限り、そのまま継続している。さらに、対面授業の実施を方針としたこれを継続した法科大学院でも、重症化リスク等のある要配慮者を考慮して、例外的にメディア授業の実施を許容している。いずれにせよ、前年度の経緯から各法科大学院において的確なリスク判断がなされていることが伺われた。

緊急事態宣言の発出等から、令和2年度の冒頭、各大学では学内への入構を禁止する措置等がとられるなど、授業及び新学期ガイダンスの実施が困難になったところがあり、その期間の授業実施をなんらかの形で補う必要に迫られたところも多い。前期において実施できなかった授業をどのような形で補ったかについては、下記の通り回答が得られた。

	授業期間の 延長	授業期間内での 補講の実施	一コマの授業時 間延長	授業期間の開始 時期は遅らせな かった	その他
回答数	19	3	2	5	3
比率	59.38%	9.38%	6.25%	15.63%	9.38%

その他の回答としては、授業期間を後ろに延長しかつ授業期間内に補講を実施して必要な授業回数を補った大学²のほか、授業回数の減少した分について、学習時間を確保するために措置として学習用コンテンツを提供した大学があった。いずれにしても、単位制の趣旨に即した対応がなされていることが確認できた。授業期間の開始時期についての対応を誰が判断したかについては、下記の通りであり、授業の実施方法に関するものと同様であった。

	全学方針に従った	法科大学院にて判断した	授業担当者に任せた
回答数	18	13	1
比率	56.25%	40.63%	3.13%

メディア授業の実施について、前年度等との学修成果に関する傾向については、下記の通りであり、いずれもメディア授業の方が学習成果が高いとするものはなかった。前記に比して後期授業について、差違がないとするものが増加しているのは、前期授業の実施により法科大学全体としてのメディア授業での教育についての習熟度が高まったこと、オンデマンド型の授業が減少したことなどが要因として考えられる。

【前期実施の授業】

	特段の差違はない	対面の方がより濃密 な授業ができた	メディア授業の方が 学修成果が高かった	その他
回答数	10	7	0	14
比率	32.26%	22.58%	32.26%	45.16%

【後期実施の授業】

	特段の差違はない	対面の方がより濃密 な授業ができた	メディア授業の方が 学習成果が高かった	その他
回答数	13	7	0	11
比率	41.94%	22.58%	0	35.48%

² 授業期間の延長とした大学のうち1大学は、土曜日での補講を実施もした旨の回答があり、その他と回答した大学は、実質的には4大学となる。

その他に回答した大学の記載を見ると、まだ資料不足等で十分に比較できない、比較困難であるとするところが、前期及び後期ともに6大学あった。それ以外では、学生とのコミュニケーションが学修成果に結びつく科目では対面の方が優れているとするものなど、科目特性により対面が適するものとメディア授業が適するものとがあるとする回答が多くを占めている。なお、対面授業での学生とのコミュニケーションで充実した授業ができていると実感できている教員は、メディア授業でも良好な授業を実施できていると感じており、対面授業で学生とのコミュニケーション等が必ずしも十分でないと感じている教員は、メディア授業では一層容易ではないとの回答があった。これは、対面授業と同様、メディア授業でも教員の教育方法及び授業能力等が教育成果に影響を及ぼすことを示唆するものといえる。

メディア授業の実施については、科目特性を考慮してメディア授業に適する授業科目ないし授業内容を精査する必要があり、また対面授業及びメディア授業を問わず、個々の教員の法科大学院における教育能力等を維持または進展させる必要があることには留意すべきであろう。

III. 授業科目の種類別にみたメディア授業の実施状況

前期の実務科目以外の授業の実施方法を見ると、すべての科目について対面での授業とした大学は、3大学あった。これらの大学でも、対面だけでの授業とはせず、オンラインでのライブ配信を実施し、大学外からでの受講も可能なように配慮をしていた（いわゆるハイブリッド型）。また、対面授業とオンラインでのライブ配信のいずれか又は双方により授業を実施した大学は、5大学あったが、うち1大学は1科目のみが対面授業であり、実質的にはライブの配信での授業で実施したといえよう。ライブの配信で授業を実施し、対面で授業実施も含めて教員と学生との双方向・多方向の授業を実施したものといえ、これらの大学は、10大学であった。また、1大学はライブ配信を基本としつつ、その録画をオンデマンドで配信するという授業方法を採用していた。ライブ配信とオンデマンド型両方が混在している大学は、14大学であった。多くの大学では、法律基本科目を中心としてライブ配信とし、先端・展開科目、基礎法学・隣接科目でオンデマンド型とされていたが、1大学のみまったく反対に法律基本科目がオンデマンド型中心となっていた。オンデマンド型のみ大学は、2大学であり、いずれも授業のスライドと音声または音声のみによる授業配信であった。なお、動画及び音声のない授業資料のみを配信する授業がある大学はなかった。

後期の授業については、3大学が対面のみで授業を実施している。いずれも、9月までは感染拡大が報道された地域であり、秋季の感染が落ち着いた状況を見計らって実施したものと推察される。対面とライブ配信のいずれか又は双方並びにハイブリッド型により実施した大学は、16大学であった。そのほかの大学は、対面、ライブ配信型、オンデマンド型が授業科目により異なる状況であった。もっとも、4大学を除いて法律基本科目においてオンデマンド型授業を実施したところはなく、4大学のうち2大学は、法律基本科目のうち基礎科目がオンデマンド型となっていた。

実務科目がどのように実施されたのかについては、前期授業科目を2大学でそれぞれ1科目（臨床系実務科目）を後期に延期している。授業の実施方法については、前期も後期も科目配置が異なるだけであり、多くの大学において対面が基本とされつつ、可能な範囲でメディア授業をとりいれるというものであった。エクスターン、クリニックなど実習科目は、対面にせざるをえないということであろう。なお、クリニックについては、対面のみで実習として実施しているところがわずかであった。ライブ配信では、コンプライアンスをどのようにクリアしたのかが気になる場所であり、オンデマンド型では実習としての内実を備えていたのかが疑念が残る。エクスターンについては、春期休業期間をうまく利用できたところも見受けられた。また、模擬裁判などをライブ配信型で実施している大学が多く、実習形式で対面で実施したところは、5大学にとどまった。シラバスに記載された授業方法（演習か実習か）との整合性が気になる場所である。

IV. 期末試験・成績評価の実施状況

期末試験の実施状況については、感染状況の地域差があるため、一概に傾向を示すことは困難である。令和2年度前期の期末試験については、7月から9月にかけて感染状況が悪化している地域においては、大学での試験の実施を断念し、代替措置をとっているのに対して、比較的感染状況が穏やかであった地域の大学では、大学の教室での試験を実施している傾向にある。

期末試験の教室における実施の代替措置として、法律基本科目の基礎科目又は応用科目について、8大学が平常点評価により実施した。ほとんどの大学は、1ないし3科目であり、その他の授業については、オンラインでの試験であったため、それらの科目では、やむえない事情があったのではないかと推察される。ただ、各大学において事後的な成績分布等による検証がなされていることが望まれる。

期末試験に替えてレポート等による評価で成績評価（平常点評価も含めて考慮するものも含む）をすべての授業科目において実施した大学は、6大学であった。これとは別に、1大学はほとんどの科目でレポート等で代替し、2科目でオンライン試験又は平常点評価を実施していた）。また、すべての科目について、期末試験をリアルタイムのオンライン試験により実施し成績評価を行った大学は、1大学のみであった。オンライン試験を実施した大学は、17大学あったが、ほとんどの大学は、法律基本科目についてオンライン試験（又は教室での試験）を実施し、基礎法学・隣接科目、先端・展開科目及び実務科目についてレポート又は平常点評価で代替するものとなっている。ここでは、科目特性に応じて成績評価の実施方法が選択されている傾向が伺われる。ただし、2～3大学では、オンライン試験、レポート、平常点それぞれの評価方法をとる方針が不分明で、様々な科目区分において様々な評価をとるところもあった。こうした大学では、法科大学院としての教育の質保証のあり方、教学マネジメントに疑念を抱かせることになる。

非常時であっても法科大学院として成績評価の実施方法等の統一的な方針を策定していることが望ましい。

後期の成績評価では、比較的多くの大学で教室での試験が実施されるようになっているが、それでも全科目について教室での試験を実施した大学は、2大学のみであり、その他の大学は、先端・展開科目及び基礎法学・隣接科目を中心にレポート評価等で代替している。すべての科目についてオンライン試験を実施した大学は、4大学であり、そのほか教室での試験とオンライン試験とを併用するところが1大学あった。教室での試験の実施の可否も、1月下旬から2月にかけての感染状況に左右されるものである。すべての科目について期末試験を実施せず、レポートに替えた大学は、2大学に減少した。前期ですべての科目をレポートに替えた大学は、法律基本科目をオンライン試験として実施し、残りの科目をレポートとしている。3大学では、1ないし3科目の法律基本科目について、平常点評価のみとしている（他の科目はオンライン試験を実施している）。これらの大学では、厳格な成績評価にどれだけ近づけることができたのかについて検証が必要であろう。そのほか、教室での試験又はオンライン試験の実施を中心としつつも、先端・展開科目又は基礎法学・隣接科目で平常点のみでの評価を実施している大学が7大学あった。いずれにせよ、多くの法科大学院で法曹として必要とされる基礎的な学識及びそれに基づく応用能力を涵養する科目については、可能な限り、期末試験を実施するという意識が認められ、法科大学院における期末試験の重要性を強く印象づける結果となっている。

V. 自由回答記述

1. メディア授業について、特に教育成果が認められた取組

メディア授業について特に教育成果が認められた取組については、どの大学もまだ試行段階であり、積極的に指摘するものはなかった。ただし、メディア授業を実施することによるメリット・デメリット等については、いくつか指摘がなされた。

メリットとしてあげられたのは、

- ・ 学生も教員も自宅と大学との往復に係る時間が節約できる。
- ・ 感染リスク等種々の事情を抱える学生及び教員にとって利便性の高い代替手段である。
- ・ 教員の都合による休講（及びそれに伴う補講）を減らすことができる。
- ・ オンデマンド型のメディア教材は、受講生にとって柔軟な時間管理が可能となり、反復可能である。
- ・ オンラインのオフィスアワーの実施が対面でのオフィスアワーに比べて利用者が多く、学生にとって利用しやすい。

などである。授業の実施にあたっては、特にリアルタイムの双方向型のメディア授業では相応の工夫をすることで対面授業の実施と遜色ない授業を提供できるということが前提にあることに留意する必要がある。オフィスアワーについては、研究室のドアをノックするよりも敷居が低くなるということであろう。オンデマンド型の授業実施後における学生との双方向の意見交換（いわゆるメディア告示の2号要件の充足のために必要である）での利用可能性も検討してよいかもしれない。

デメリットについては、強い指摘がなかったものの、演習科目を中心としてなお、対面授業の方がメディア授業よりもきめ細かな対応が可能であり、教育効果が高いとの意見も根強い。これは、実際の授業の実施においても、オンデマンド型よりもリアルタイム又は対面とのハイブリッド型が多数を占めていることから、双方向・多方向でのやりとりの重要性が法科大学院教育において根付いていることを示すものである。

※ 他方で、オンデマンド型授業の実施については、対面での双方向・多方向による濃密な授業の実施と同等の教育効果をいかに確保していくのが検討課題として残っている。

2. メディア授業に関する認証評価における要望等

認証評価におけるメディア授業の取扱いについては、まだ本格的に導入されたばかりであり、十分な実績が積み上がっているわけではなく、法令改正又は認証評価基準への反映には慎重であるべきであるとの意見があった。また、メディア授業として法科大学院においても幅広く対象とした上で、相応しくない事例をネガティブリストの形式で明示することで、自由な取組を促すとともに、認証評価への不必要な配慮をしなくてすむようにすべきとの意見もあった。そのほか、具体例を明示して欲しいとの意見もあった。

1単位45時間という単位制の下で、授業としてのメディアの利用のあり方が問題となるが、おそらく本アンケート結果から見ても、オンデマンド型をどのように教育効果の同等性、とりわけ双方向・多方向による濃密な授業の実施によるものと同等の教育効果が認められるかが問題となる。この場合、授業外学修とオンデマンド教材それぞれの学修時間をどのように設定しているのか、各授業の実施後に適切に課題提出や質疑応答、学生間の意見交換の機会が確保されているかなどが問題となり得る。また、法科大学院制度が創設された経緯に鑑みて、いわゆる司法試験予備校におけるオンデマンド授業との差違をどのように考えるのかも検討課題であろう。

VI. 認証評価への影響に関する個人的所見

遠隔授業・メディア授業については、通信制のほか、共同教育課程や単位互換協定等による場合を除き、これまで積極的に活用されてきたとはいえない。そのため、今回のCOVID-19感染症の蔓延による緊急的な措置が法科大学院のみならず大学にとっても、本格的にメディア教育を導入する契機となったといえる。そのため、まだそれぞれの大学において試行錯誤の過程にあるといえよう。石井自身、メディア告示改正直後に授業科目の充実の点からオンデマンドと対面との混合授業を実施して以降、授業の録音・録画の提供による自習用教材の提供のほか、対面とメディア授業のハイブリッド型の授業のコーディネートと実施なども行った経験からしても、学生の授業外学修の確保、教育の質の維持、対面との同等性など様々な課題のあることは容易に推察できる。したがって、COVID-19感染症の蔓延による緊急的な措置については、認証評価では設置基準等の法令との整合性のみを確認せざるを得ない³。また、遠隔授業・メディア授業を教育課程の正規的教育方法として取り入れる場合であっても、組織的な教学マネジメントが実施されるなかで、遠隔授業・メディア授業が定着していくのを待つほかはなく、当面、認証評価においては、法令に関わる基準との適合性のみを判断することになるであろう。

教育課程における正規的教育方法としてメディア授業を導入にする場合に留意すべきではないかと考えられる点がいくつかある。

第1に、「各大学のディプロマポリシーを達成するための教育方法としてカリキュラムポリシーに遠隔教育が適切に位置づけられ、面接授業と遠隔授業の双方の良さを生かした教育が提供されることが求められる。」⁴ ことが必要になるであろう。

第2に、単位制が敷かれている以上、法令及び学則等における1単位当たりの授業時間の適切な確保が必要なことは当然である。就中、オンデマンド型授業では、オンデマンド授業と授業外学修の明確な識別と適切な授業外学修時間⁵の確保が必要であろう。

第3に、専門職大学院設置基準8条1項に規定される授業の方法の配慮がなされていることが必要である。この点について、同条2項で「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができる」と規定されていることに留意が必要である。同時双方向型のメディア授業であれば、通常の対面授業との同等性を確保できるであろう。これに対して、オンデマンド型授業においては、受審大学においてこの点を適切に説明することが求められるであろう。評価担当者の視点からは、法曹として必要とされる基礎的な学識を習得することを到達目標とする授業科目において、これを確認することは容易であろうが、応用能力の涵養を到達目標とする授業科目においては、よりいっそう十分な説明を要することになるのではないかと推察される。また、講義科目であればオンデマンド型でも、教育効果の説明が容易であろう。しかし、演習⁶、実習については、十分な教育効果が認められることを丁寧に説明することが求め

³ ここに、平成13年文部科学省告示第51号（いわゆるメディア告示）が含まれることは言うまでもない。

⁴ 中央教育審議会大学分科会内部質保証部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議のまとめ）」（令和4年4月）4頁。

⁵ ここでは、授業外学修とは、たんなる授業内容の予復習ではなく、当該授業科目において必要とされる範囲が授業では取り扱わなくとも、授業外学修に委ねたり、または、授業を実施する上で必要となる資料の読み込み、あるいは授業後の自発的な発展学修などを意味している。

⁶ 「演習」がどういう授業方法かについては、大学間だけでなく、教員間においても、十分な意見の一致があるとはいえない。特に少人数での双方向・多方向の濃密な授業の実施が求められる法科大学院ではこの傾向が強くなる。

られることになるであろう⁷。おそらく、エクスターンシップとクリニックについては、それぞれ科目固有の十分な教育効果を得ることができず、座学部分は別として、メディア授業とすることは困難ではないかと思料される。

第4に、いわゆるハイブリッド型または同時双方向型の授業において、授業内容を録画し、通信回線の不調、急な残業などの理由でやむをえず欠席した学生に対して、録画をオンデマンド授業として提供した場合について、これをどのように措置するのが課題として残る。

⁷ 応用能力の涵養を到達目標とする「演習」において、オンデマンド型授業が一切できないという趣旨ではない。例えば、司法試験問題の過去の出題を教材としつつ、起案能力の涵養を目的とする授業において、事前の授業外学修として、問題について起案をさせ、オンデマンド型授業で、当該問題を教材として授業を実施し、その後授業担当者又は補助教員による起案文章の添削等による個別の授業外指導を実施するというものなどが想定される。